

**令和7年度「三重県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館）
広告掲出」広告主募集要項**

1 広告募集趣旨

県有財産の有効活用により新たな財源確保を図り、県内におけるスポーツの振興と発展につなげていくため、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿の体育館内にある広告（看板）エリアへの広告主を募集します。

2 広告（看板）掲出の内容

- ・ 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）（三重県鈴鹿市御園町1669番地）
体育館（アリーナに面した壁面、縦約1.5m×横約4mの広告枠）
※施設の概要、募集枠数、広告掲出位置等については、「令和7年度 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 広告媒体資料」をご覧ください。
- ・ お申込みいただいた方の業種やデザイン等の広告内容について審査を行い、広告主を決定します。

3 広告の掲出期間

- ・ 掲出期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。掲出初日は月の1日とします。
- ・ 令和8年度以降については、広告掲出の延長手続きを行うことにより、延長することができます。なお、掲出期間は最長5か年（初年度の掲出日から満5年）となります。
- ・ 当該延長手続きは年度毎に行うこととなります。

※掲出期間内であれば広告物の差替えも可能です。ただし、差替え毎に事前審査が必要になります。その場合、三重県営スポーツ施設広告掲出要領第7条第2項に規定する広告のデザイン素案を、掲出予定日の30日前までに提出してください。

4 広告掲出料

- ・ 1年度（1か年）では、1か所につき、250,000円（消費税及び地方消費税含む）となります。
- ・ 掲出期間が1年度（1か年）に満たない場合は、月割計算を行い、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

5 掲出できない広告

次のような広告は掲出できません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 政治性のあるもの
- ・ 宗教性のあるもの
- ・ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ・ 個人の氏名広告

- ・当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ・誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ・社会的批判を招くおそれのあるもの
- ・教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ・青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ・第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ・このほか、県が掲出する広告として妥当でないと認められるもの

6 広告掲出の決定方法

- (1) 申込みのあった者について、三重県広告掲載要綱等関係規程に基づき、広告掲出の可否を審査し、広告主候補者を決定します。
- (2) 広告主候補者数が広告募集箇所数を超える場合は、県内に事業所等を有するものを優先します。また、県内に事業所等を有するものを優先しても、なお広告主候補者数が広告募集箇所数を超える場合は、事務局による公平な抽選により、広告募集箇所数と同数の広告主候補者を広告主に決定します。
- (3) 広告掲出位置については、事務局が公平な抽選により決定する選択順に従い、広告主に決定いただきます。

7 募集期間及び募集方法

(1) 募集期間

	掲出期間	募集期間
第1回	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	令和7年2月10日(月)～ 令和7年2月28日(金)
第2回	令和7年6月1日～ 令和8年3月31日	令和7年3月10日(月)～ 令和7年4月30日(水)
第3回	令和7年8月1日～ 令和8年3月31日	令和7年5月12日(月)～ 令和7年6月30日(月)
第4回	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	令和7年7月7日(月)～ 令和7年8月29日(金)
第5回	令和7年12月1日～ 令和8年3月31日	令和7年9月8日(月)～ 令和7年10月31日(金)
第6回	令和8年2月1日～ 令和8年3月31日	令和7年11月10日(月)～ 令和7年12月19日(金)

※全ての枠において広告主が決定された場合は、募集を終了します。

(2) 募集方法

三重県ホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500004051.htm>)
に掲載し、公募します。

8 申込方法

三重県営スポーツ施設(三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館) 広告掲出申込書兼

誓約書（様式第1号）を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、掲出を希望される広告デザイン図面（作成中の場合、予定原稿）等の資料と併せてメール、郵送又は持参の方法で、募集期間内にお申込みください。

なお、申込みに係る一切の費用は申込者の負担となります。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

（提出書類）

- ・ 三重県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館）広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号） 1部
- ・ 広告デザイン資料 1部（及び電子データ 1部）
- ・ 申込者の活動概要が分かる資料（パンレットやホームページ掲載内容、又は任意の印刷物） 1部

9 広告関係規程

- ・ 三重県広告掲載要綱
- ・ 三重県営スポーツ施設広告掲出基準
- ・ 三重県営スポーツ施設広告掲出要領

10 掲出（不掲出）決定から掲出までの手続き

- （1）広告の掲出（不掲出）を県が決定した後、「三重県営スポーツ施設広告掲出（又は不掲出）決定通知書（様式第2号）」をお送りします。
- （2）掲出決定通知書が届きましたら、記載された期日までに「三重県営スポーツ施設広告掲出承諾書（様式第3号）」を提出してください。
- （3）申込み時に提出された予定原稿に変更があった場合は、確定稿を速やかに提出してください。
- （4）掲出料金は、県が発行する納入通知書によりお支払いください。（前納となります。）
- （5）掲出作業は、事前に県と協議のうえ、広告主が行ってください。

なお、掲出にあたっては、三重県営スポーツ施設広告掲出要領第4条にご留意ください。

11 その他

- ・ 広告作成費用、掲出及び撤去に係る費用は広告主の負担となります。
- ・ 広告掲出期間内に広告の破損等が生じた場合は、原則として広告主の負担において原状回復していただきます。

12 申込み及び問合せ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 スポーツ推進局 スポーツ推進課 総務企画班

電 話 059-224-2985

FAX 059-224-3022

電子メール sports@pref.mie.lg.jp

※件名に「県営スポーツ施設広告掲出」と明記してください。